

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	納付相談のお知らせハガキ目隠しシール貼付委託について
----	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

（担当部課：地域文化部国保年金課）

担当係国保整理係 担当者 小林 内線（2769）

事業の概要

事業名	納付相談のお知らせハガキの目隠しシール貼付委託
担当課	地域文化部国保年金課
目的	納付相談を個別に実施する旨並びに受ける不利益内容を通知する文言に目隠しする。
対象者	国民健康保険料未納世帯
事業内容	<p>国民健康保険料収納率向上のため、滞納整理特別対策事業として土曜、日曜各一日含む約1ヶ月間を相談日として、特別納付相談を年3回実施している。</p> <p>その際、特に納付相談の必要な世帯を抽出して、事前に納付相談の実施を周知するため「納付相談のお知らせ」をハガキで送付している。</p> <p>このハガキに印刷されている文言中「あなたの世帯の国民健康保険料に未納があります。」及び「保険料未納の状況が続きますと、財産を差し押さえる場合や、保険証を返還いただき資格証明書を交付することがあります。」等の未納の事実並びに未納による受ける不利益に関する文章を第三者の目に触れることの無いよう、目隠しシールを貼付して郵送する。</p>

件名 納付相談のお知らせハガキ目隠しシール貼布 委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	地域文化部国保年金課	委託先	見積り合わせにより決定
登録業務の名称	納付相談のお知らせハガキ目隠しシール貼付委託		
情報はどのような媒体に記録されているか	電磁的媒体(ホストコンピューター)	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	紙(ハガキ)
保有している情報項目	郵便番号、住所、氏名、保険料未納額の有無	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	同左
委託の理由	専用の機械で目隠しシールを貼付し、短期間で発送する必要があるため		
委託内容	「納付相談のお知らせ」ハガキの裏面に目隠しシールを貼り付ける。		
委託の開始時期及び期限	平成20年2月4日以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、委託したものは全て納品として回収する。	受託事業者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。